



南島原市 入湯税

令和7年11月改訂

入湯税とは

入湯税は、観光の振興（観光施設の整備を含む）・環境衛生施設・鉱泉源の保護管理施設および消防施設等の整備に要する費用に充てるために設けられた目的税です。

◆納稅義務者

鉱泉浴場（温泉浴場）の入湯客が納めます。

税額と納付方法

◆税率

入湯客1人1日について、150円です。



◆課税免除

次にあげる方は課税免除になります。

1. 年齢12歳未満の方
2. 共同浴場または一般公衆浴場に入湯する方
 - 共同浴場：**商売として経営される浴場ではないが、一般公衆浴場と同じ趣旨の下に利用されるもので、例えば会社の独身寮などで利用されるものをいいます。
 - 一般公衆浴場：**公衆浴場法の営業許可を受けた公衆浴場で、いわゆる銭湯程度のものであり、地域住民の日常生活に密接な関係があり、住民の方が気軽に利用できる程度のものをいいます。
3. 地域住民の福祉の向上を図るために、市等が専ら近隣の住民に使用させることを目的として設置した施設に入湯する方
4. 利用料金が、一般の鉱泉浴場における通常の利用料金に比較して低く定められている施設に日帰りで入湯する方
5. 修学旅行その他学校教育の行事において入湯する生徒、学生、引率教員等
 - *引率教員には保健師や看護師も含みます。
 - *部活動の一環での宿泊者や旅行業者の添乗員、カメラマン等は課税免除対象外となります。

◆申告・納稅

市から入湯税の特別徴収義務者に指定された鉱泉浴場（旅館・ホテルなど）の経営者が入湯客から税金を受け取り、毎月15日までに前月1日から同月末日までの1か月分をまとめて市役所へ申告し、納めます。

鉱泉浴場の経営者に係る帳簿の記載義務

鉱泉浴場の経営者は、毎日の入湯客数、入湯料金及び入湯税額を帳簿に記載し、その記載の日から1年間は保存しておくことが義務付けられています。

(3万円以下の罰金が科せられる場合があります。)

【問い合わせ】

●税務課 市民税班 TEL:0957-73-6642 FAX:0957-82-3086
Eメール:zeimu@city.minamishimabara.lg.jp